

公告書

株式会社 GYXUS（代表者：平田富太郎）は、三重県いなべ市大安町平塚 8 3 9 番地 1 において、産業廃棄物処理施設を設置する計画について、関係法令に基づき、次のとおり公告いたします。

1. 施設の概要

事業者の名称	株式会社 GYXUS
代表者	平田 富太郎
主たる事務所	三重県四日市市住吉町 15 番 15 号
計画地	いなべ市大安町平塚 839-1
処理施設の種類	破碎施設
処理能力及び処理する産業廃棄物の種類	
処理能力	1.8 t / h 19.8 t / 11 h（日）
廃棄物の種類	ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。 水銀使用製品産業廃棄物を除く。）（石膏ボード）

2. 住民説明会の実施概要

日時	2025 年 6 月 1 日 10 時 00 分 ～ 10 時 45 分
場所	いなべ市大安町平塚 839-1 株式会社 GYXUS いなべ工場 事務所
参加人数	18 名

2. 住民説明会の実施状況の概要を縦覧できる場所と時間

縦覧の場所：いなべ市大安町平塚 839-1
株式会社 GYXUS いなべ工場 事務所
縦覧時間：8 時 00 分から 17 時 00 分（土曜日・日曜日・祝日を除く）

3. 意見書の提出期限、提出先

提出期限：令和 7 年 7 月 4 日（金）
提出先：〒511-0272 いなべ市大安町平塚 839-1
株式会社 GYXUS いなべ工場
提出方法：持参又は郵送 ※提出期限日必着
（持参の場合土曜日・日曜日・祝日を除く）
様式：規定なし

4. その他手続き等

- 見解書の縦覧 : 意見書の提出があったときは、意見書に対する弊社の見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を作成し、縦覧に供します。
- 再意見の提出 : 見解書を縦覧した場合、関係住民等は見解書について生活環境の保全上の見地からの意見を記載した書面（以下「再意見書」という。）を弊社に提出することができます。
- 再見解書の縦覧: 再意見書の提出があったときは、再意見書に対する弊社見解を記載した書面（以下「再見解書」という。）を作成し、縦覧に供します。
- 備考 : 見解書及び再見解書の縦覧の場所、期間及び時間並びに再意見書の提出期限及び提出先等については、弊社 のホームページ（<https://gyxus.co.jp>）に掲載します。

令和7年6月10日
株式会社 GYXUS
代表取締役 平田 富太郎